

安来市告示第80号

安来市地域総合整備資金貸付要綱（平成21年安来市告示第6号）の一部を次のように改正する。

令和8年4月1日

安来市長 田中武夫



第5条中「20億円」を「25億円」に、「30億円」を「38億円」に改める。

第7条中「4年」を「5年」に改める。

第8条に次のただし書を加える。

ただし、民間金融機関等からの借入金の償還期間との関係において、市が地域総合整備資金の償還期間を20年超とすることを求める場合、又は財団の総合的な調査・検討において、貸付対象事業の事業採算性が特に認められる等、合理的な理由がある場合に限り、30年（5年以内の据置期間を含む。）以内まで償還期間を延長できるものとする。

附則第3項中「20億円」を「25億円」に、「24億円」を「30億円」に改める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。